

平成28年6月6日

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目24番1号  
トレックス・セミコンダクター株式会社  
代表取締役社長 芝 宮 孝 司

## 第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に関する賛否をご表示いただき、平成28年6月22日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー  
ベルサール東京日本橋 5階  
（開催場所が前回の会場とは異なります。末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第21期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第21期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決 議 事 項

- |       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件                        |
| 第2号議案 | 定款の一部変更の件                      |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件     |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件              |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件          |
| 第7号議案 | 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件              |
| 第8号議案 | 退任取締役に対し弔慰金贈呈の件                |

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類」の連結注記表及び「計算書類」の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.torex.co.jp/>

(提供書面)

## 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米国経済が雇用・所得の改善を背景に個人消費を中心とした拡大基調が続き、欧州においては金融危機による景気後退が危ぶまれましたが堅調な個人消費により緩やかな回復基調となっております。一方、アジア諸国においては中国経済の減速が鮮明となり、新興国での成長鈍化が見られました。

わが国経済においては、政府の経済・金融政策による景気回復が引き続き期待されたものの、米国の利上げ、原油安、中国経済の低迷などの世界経済への影響が懸念され、年明け以降、為替や株価の変動が激しくなるなど、先行きに不透明感が残る状況となっております。

半導体業界におきましては、自動車向け等の一部は堅調に推移しましたが、PC・スマートフォン向けの需要低迷やメモリ価格の低下等により、夏以降は前年を下回る状況が続いております。

このような環境のなかで、当社グループは、「市場に適応した価値ある製品を創出し、豊かな社会の実現と地球環境の保全に貢献する」という経営理念のもと、電気機器の小型化・省電力化に「電源」の観点から取組み、収益力の強化と持続的な成長の実現に向けて、以下の諸施策を継続的に推進してまいりました。

- ・顧客の要望やグローバル市場の動向を迅速に製品開発に反映するため、社内IT基盤を強化し、開発を担当するビジネスユニットの機動性の強化に努めました。
- ・顧客からのコスト要求を実現するため、製品企画段階からのコスト分析の徹底、生産計画の効率化、製造子会社であるTOREX VIETNAM SEMICONDUCTOR CO., LTDの活用等により、同業他社に比して競争力のある製造コストの実現に取り組みました。
- ・製品をタイムリーにターゲット市場へ投入するため、開発担当者に対する営業情報のフィードバック及び各関連部署との連携を強化し、海

外販売子会社のローカル営業体制の強化やフィールドアプリケーションエンジニアの配置・増員による顧客サポート強化を実施しました。

- ・定期的な協力工場監査等を実施し、ターゲット市場を意識した品質保証体制の強化のため、新規技術に対応するための投資を実施しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は106億21百万円（前期比6.5%増）、営業利益は11億39百万円（前期比15.6%減）、経常利益は9億70百万円（前期比42.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は5億80百万円（前期比53.5%減）となりました。

なお、当社は平成27年10月15日に株式会社東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）市場から二部市場に市場変更いたしました。今後も株主の皆様のご期待にお応えすべく、更なる事業の成長と企業価値の向上を目指してまいります。

当社グループの事業は、半導体デバイスの開発・製造・販売の単一事業であります。

（製品別の売上高）

製品区分	第 20 期 (平成27年 3 月期)		第 21 期 (平成28年 3 月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
V D	1,775百万円	17.8%	1,641百万円	15.5%	△134百万円	△7.6%
V R	4,941	49.6	5,094	48.0	152	3.1
D C D C	2,356	23.6	2,694	25.4	337	14.3
その他	897	9.0	1,191	11.1	293	32.7
合計	9,971	100.0	10,621	100.0	649	6.5

VD : 電圧検出器 (VD:ボルテージ・ディテクタ) は、電子部品・機器に供給される電圧を監視し、一定の電圧以下に低下した場合に、これを検出してリセットしたり、復帰させるICです。

VR : 電圧レギュレータ (VR:ボルテージ・レギュレータ) は、出力電圧を常に監視して、入力電圧や負荷の条件が変化しても、あらかじめ設定したレベルの出力電圧になるように制御する回路です。

DCDC : DC/DCコンバータは、電子部品・機器に供給される電圧を必要な電源電圧に変換する回路です。降圧・昇圧・昇降圧等の多彩な種類があり、効率的に電圧を希望値に変換することができます。

その他 : 「その他」には、各種ディスクリット（単機能の半導体素子製品）、マルチチップモジュール（複数のIC等を搭載したモジュール）、各種センサー製品等が含まれます。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は602百万円で、その主なものは、新製品開発に係る開発資産への投資であります。

## ③ 資金調達の状況

当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と総額10億円のコミットメントライン契約を締結しております。

## ④ 重要な組織再編等の状況

(資本業務提携に伴う株式取得)

当社は、平成28年3月14日開催の当社取締役会において、フェニテックセミコンダクター株式会社(以下、「フェニテック」)との間で資本業務提携(以下、「本資本業務提携」といいます。)を行い、同社を連結子会社とすることを決議し、平成28年3月14日付で本資本業務提携契約を締結、平成28年4月1日付で同社の実施する第三者割当増資の引受けを行い、同社を子会社化いたしました。なお、第三者割り当て増資引受資金として、株式会社中国銀行より平成28年4月1日付で金10億円を借り受けました。

### (1) 資本業務提携及び子会社化の目的

あらゆる製品の電子制御化やネットワーク化が進展していくことに伴い、当社の事業分野である電源用半導体の市場は、今後も拡大を続けていくことが期待されます。その一方で市場から要求される製品・サービスの性能・品質は、ますます高度化していくことが予想され、当社の競争力及び成長力の維持向上のためには、こうした要求に迅速に対応していく事業基盤の確立が必須となっております。

当社におきましても、企業価値の一層の向上を図るため、重点分野としている産業機器・車載機器やIoT 機器等に向けた高付加価値製品を長期・安定的に高品質でお客さまへお届けする体制の構築が急務と考えております。そのために従来のファブレス型事業形態を維持しつつ、当社製品に適した製造パートナーを戦略的な提携関係に基づいてグループ内に取り込み、設計技術と製造技術の緊密な融合を進めることが、今般の資本業務提携及び子会社化の主要な目的であります。

### (2) 異動する子会社の概要(平成28年3月31日現在)

①商号	フェニテックセミコンダクター株式会社
②代表者	代表取締役 伊中正佳
③本店所在地	岡山県井原市木之子町150
④設立年月日	昭和43年10月5日
⑤主な事業内容	半導体素子製造業等
⑥事業年度の末日	3月末日
⑦資本金の額	380,000,000円

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 18 期 (平成25年3月期)	第 19 期 (平成26年3月期)	第 20 期 (平成27年3月期)	第 21 期 (当連結会計年度) (平成28年3月期)
売 上 高 (千円)	8,600,216	9,390,563	9,971,975	10,621,282
経 常 利 益 (千円)	444,529	1,339,126	1,678,928	970,553
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	191,758	1,357,052	1,247,728	580,401
1株当たり当期純利益 (円)	83.66	148.01	118.10	54.59
総 資 産 (千円)	10,566,799	10,800,641	13,170,991	12,972,871
純 資 産 (千円)	6,406,442	7,904,745	10,889,371	10,928,988
1株当たり純資産額 (円)	2,781.40	858.28	1,020.86	1,022.30

- (注) 1. 平成25年12月16日付で1株につき100株の割合で株式分割を行いました  
が、第18期の期首に当該分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産  
額、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 平成27年4月1日付で1株につき4株の割合で株式分割を行いました  
が、第19期の期首に当該分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産  
額、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 平成28年4月1日付でフェニテックセミコンダクター株式会社を子会  
社といたしました。

## ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 18 期 (平成25年 3 月期)	第 19 期 (平成26年 3 月期)	第 20 期 (平成27年 3 月期)	第 21 期 (当事業年度) (平成28年 3 月期)
売 上 高 (千円)	7,812,135	8,624,093	9,058,589	9,625,927
経 常 利 益 (千円)	356,825	1,217,131	1,534,394	1,008,784
当 期 純 利 益 (千円)	129,784	1,216,853	1,169,888	743,489
1株当たり当期純利益 (円)	56.62	132.72	110.74	69.93
総 資 産 (千円)	9,776,077	9,731,547	11,728,758	11,864,173
純 資 産 (千円)	5,728,809	6,949,240	9,569,134	9,947,668
1株当たり純資産額 (円)	2,499.37	757.95	900.81	934.19

(注) 1. 平成25年12月16日付で1株につき100株の割合で株式分割を行いました  
が、第18期の期首に当該分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産  
額、1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 平成27年4月1日付で1株につき4株の割合で株式分割を行いました  
が、第19期の期首に当該分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産  
額、1株当たり当期純利益を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
TOREX SEMICONDUCTOR (S) PTE LTD	100千 シンガポールドル	100.0%	半導体集積回路等の販売
TOREX USA Corp.	2,700千 米ドル	100.0	半導体集積回路等の販売
TOREX SEMICONDUCTOR EUROPE LIMITED	1千 英ポンド	100.0	半導体集積回路等の販売
特瑞仕芯电子(上海)有限公 司	600千 米ドル	100.0	半導体集積回路等の販売
TOREX (HONG KONG) LIMITED	2,500千 香港ドル	100.0	半導体集積回路等の販売
台湾特瑞仕半導體股份有限 公司	11,500千 台湾ドル	100.0	半導体集積回路等の販売
TOREX VIETNAM SEMICONDUCTOR CO., LTD	5,800千 米ドル	93.8	半導体後工程 (組立工程)

(注) 平成27年4月30日付でTOREX USA Corp. は2,000千米ドルを増資いたしまし  
た。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループの事業領域であるアナログ電源 I C 市場は、電子機器市場の拡大に伴い総体的に拡大していく見通しであります。開発・製造技術の進展及び新興国をはじめとした新規参入を背景に、競争環境は一層厳しさを増しております。

このような状況下、当社グループは、グローバル競争に打ち勝つための競争力及び成長力を強化するため、第21期（平成28年3月期）より、新中期経営計画をスタートいたしております。当該、新中期経営計画におきましては、これまでに培ってきた収益力を確保しつつ、戦略的な投資を実施することによって、以下の課題に取り組んでおります。

- ・当社グループの強みを活かせる成長性の高い市場として、産業機器・車載機器・医療機器の市場を集中的に攻略する。
- ・当社グループの技術力及びノウハウを結集し、技術ロードマップに基づいた「強み」の強化と拡張を図り、差別化された特長のある製品を創造する。
- ・戦略的提携を活用して新たな基盤技術や生産技術を積極的に取り込む。

上記の課題で着実に成果をあげていくため、「開発」「生産」「販売」「品質」「新事業領域」の各々について、以下の方針・施策を推進してまいります。

##### ① 開発

当社グループの企画力や技術優位性を活かして、差別化の出来る高付加価値な製品をタイムリーにターゲット市場へ投入していくため、開発担当者の育成・増員や開発環境の整備に向けた投資を実施します。さらに、顧客の要望やグローバル市場の動向を迅速に製品開発に反映するため、社内 I T 基盤を強化し、開発を担当するビジネスユニットの機動性を高めてまいります。また、戦略的提携先との共同開発や当社ブランドでの販売等にも取り組むことによって、社外の最新技術の獲得と製品ラインナップの拡充を図ってまいります。



## ② 生産

当社グループは、基本的にファブレスによる生産活動を方針としておりますが、顧客からのコスト要求を実現するため、製品企画段階からのコスト分析の徹底、生産計画の効率化、子会社であるTOREX VIETNAM SEMICONDUCTOR CO., LTDの活用等により、同業他社に比して競争力のある製造コストの実現に取り組んでおります。今後は戦略的提携による生産技術の向上やコスト削減も推進してまいります。

## ③ 販売

当社グループは、顧客の要望や製品企画を汲み取りながら、幅広い技術・製品情報の提供を通じて製品販売を促進するソリューション提案営業を基本としております。製品をタイムリーにターゲット市場へ投入するため、開発担当者に対する営業情報のフィードバックと密な連携を強化してまいります。また、当社グループの事業はワールドワイドで展開されており、これに伴う海外事業の比重はますます拡大する傾向にあります。これに対応するために、海外販売子会社のローカル営業体制の強化、フィールド・アプリケーション・エンジニアの配置・増員による顧客サポート強化に積極的に取り組んでまいります。

## ④ 品質

当社グループは、常に顧客の信頼に依っていくため、製品に対して要求される品質の確保に全力で取り組んでまいります。定期的な協力工場監査等を通じて、積極的に協力工場に関与し、顧客に信頼される製品づくりに注力いたしております。また、ターゲット市場を意識した品質保証体制の強化のため、生産担当部門、開発担当部門と品質保証部門が密接に協調し、新規技術に対応するための投資も実施いたします。

## ⑤ 新事業領域

アナログ技術に基盤を置きながら、新たな成長市場への参入を目指して、既存の製品ラインナップにない新しい分野の製品を当社グループの新たな柱に育てていくべく、提携先企業の協力を仰ぎつつ開発を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

事業区分	事業内容
半導体事業	半導体デバイスの開発・製造・販売

(6) 主要な事業所 (平成28年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都中央区
関西支社	大阪府大阪市淀川区
岡山分室	岡山県井原市
札幌技術センター	北海道札幌市北区

② 子会社

TOREX SEMICONDUCTOR(S) PTE LTD	シンガポール共和国 シンガポール市(アジア)
TOREX USA Corp.	米国 カリフォルニア州(北米)
TOREX SEMICONDUCTOR EUROPE LIMITED	英国 レスター州(欧州)
特瑞仕芯电子(上海)有限公司	中国 上海市(アジア)
TOREX (HONG KONG) LIMITED	中国 香港特別行政区(アジア)
台湾特瑞仕半導體股份有限公司	台湾 台北市(アジア)
TOREX VIETNAM SEMICONDUCTOR CO., LTD	ベトナム社会主義共和国 ヒンズオン省(アジア)

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
日本	160名	14名増
アジア	163名	13名減
欧州	13名	1名減
北米	7名	1名増
合計	343名	1名増

(注) 使用人数は就業人員であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
160名	14名増	42.0歳	8.9年

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

① 発行可能株式総数 36,673,600株

(注) 平成27年4月1日付で実施した株式分割（1株を4株に分割）に伴い、発行可能株式総数は27,505,200株増加し、36,673,600株となりました。

② 発行済株式の総数 10,648,400株

(注) 1. 平成27年4月1日付で実施した株式分割（1株を4株に分割）に伴い、発行済株式の総数は7,967,100株増加し、10,622,800株となりました。

2. 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの新株予約権の行使により、発行済株式の総数は25,600株増加し、10,648,400株となりました。

③ 単元株式数 100株

④ 株主数 2,635名

⑤ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
フェニテックセミコンダクター株式会社	1,760,000株	16.52%
尾崎正晴	679,200	6.37
藤阪知之	496,200	4.65
アルス株式会社	452,000	4.24
株式会社中国銀行	440,000	4.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	348,700	3.27
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 380578	311,200	2.92
芝宮孝司	288,200	2.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	254,400	2.38
木村浩	201,800	1.89

(注) 自己株式は所有しておりません。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成28年3月31日現在）

		第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行決議日		平成19年3月26日	平成22年6月24日
新株予約権の数		891個	233個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 356,400株 (新株予約権1個につき400株)	普通株式 93,200株 (新株予約権1個につき400株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 292,800円 (1株当たり 732円)	新株予約権1個当たり 305,200円 (1株当たり 763円)
権利行使期間		平成21年3月27日から 平成29年3月26日まで	平成24年7月16日から 平成32年7月15日まで
行使の条件		(注) 1.	(注) 2.
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 384個 目的となる株式数 153,600株 保有者数 4名	新株予約権の数 36個 目的となる株式数 14,400株 保有者数 3名
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

- (注) 1. ① 新株予約権の行使時において、当社の普通株式が証券取引所に上場されていることを要する。  
 ② 新株予約権者は、本新株予約権の行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、監査役又は使用人の地位にあることを要する。  
 ③ その他の条件については、株主総会及び取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
2. ① 新株予約権の行使時において、当社の普通株式が証券取引所に上場されていることを要する。  
 ② 新株予約権者は、本新株予約権の行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は使用人の地位にあることを要する。  
 ③ その他の条件については、株主総会及び取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 上記は、平成27年4月1日付で行った1株を4株とする株式分割による調整後のものです。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状態

#### ① 取締役及び監査役の状態（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状態
代表取締役会長	藤 阪 知 之	—
代表取締役社長	芝 宮 孝 司	品質保証管掌
常務取締役	木 村 浩	事業戦略室長 TOREX VIETNAM SEMICONDUCTOR CO., LTD Chairman
取締役	日 笠 基	管理本部長 台湾特瑞仕半導體股份有限公司 監察人 TOREX USA Corp. Director (CFO) TOREX SEMICONDUCTOR EUROPE LIMITED Company Secretary 特瑞仕芯电子(上海)有限公司 董事 TOREX VIETNAM SEMICONDUCTOR CO., LTD Director
取締役	後 呂 眞 次	営業本部長
取締役	小 松 熙	—
常勤監査役	池 田 耕 太 郎	—
監査役	川 俣 尚 高	弁護士 丸の内総合法律事務所パートナー 日本製粉株式会社 監査役 最高裁判所司法研修所 民事弁護教官
監査役	清 水 満 昭	税理士 清水満昭税理士事務所所長 株式会社ヤマタネ 監査役

- (注) 1. 取締役小松熙氏は社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。
2. 監査役池田耕太郎氏、川俣尚高氏及び清水満昭氏は社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。
3. 常勤監査役池田耕太郎氏及び監査役清水満昭氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役池田耕太郎氏は、長年にわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - ・監査役清水満昭氏は、税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当事業年度中における取締役の地位及び担当等の異動は、次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
藤 阪 知 之	代表取締役 社長	代表取締役 会長	平成27年6月25日
芝 宮 孝 司	専務取締役 事業本部長	代表取締役 社長 品質保証管掌	平成27年6月25日
後 呂 眞 次		取締役	平成27年6月25日

5. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
吉田 國太郎	平成27年6月25日	任期満了	取締役 社長付特命担当 TOREX SEMICONDUCTOR (S) PTE LTD Director TOREX USA Corp. Director (CFO) TOREX SEMICONDUCTOR EUROPE LIMITED Company Secretary 特瑞仕芯电子(上海)有限公司 董事 TOREX (HONG KONG) LIMITED 董事
吉田 宝	平成27年10月20日	逝去	取締役 品質保証部 部門長

6. 社外役員以外の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該兼職先との関係は、「③社外役員に関する事項」に記載しております。

## ② 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (1)	170,335千円 (4,380)
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	21,645 (21,645)
合計 (うち社外役員)	11 (4)	191,980 (26,025)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成20年6月20日開催の第13回定時株主総会において、年額500,000千円以内（役員賞与を含め、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月23日開催の第11回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。
3. 上記の報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額（監査役1名に対し2,295千円）が含まれております。
4. 上記には、平成27年6月25日開催の第20回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名と平成27年10月20日に逝去した取締役1名が含まれております。
5. 上記とは別に平成27年10月20日逝去した取締役1名に対し弔慰金として3,170万円を費用計上しております。



③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査役川俣尚高氏は、丸の内総合法律事務所パートナー、日本製粉株式会社の監査役及び最高裁判所司法研修所民事弁護教官であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役清水満昭氏は、清水満昭税理士事務所所長及び株式会社ヤマタネの監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 小松 熙	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席いたしました。国際的な製造企業での豊富な経験と深い見識に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行っております。
監査役 池田 耕太郎	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。常勤監査役として取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っている他、当社の重要な会議である常務会、リスク・コンプライアンス委員会等に出席し、経営管理の厳正化、経営執行の適正化等に関し、必要な発言を適宜行っております。また、監査役会において、監査意見の形成のため必要な発言を適宜行っております。
監査役 川俣 尚高	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っている他、法令遵守の観点から、リスク・コンプライアンス委員会において教宣活動を行っております。また、監査役会において、監査意見の形成のため必要な発言を適宜行っております。
監査役 清水 満昭	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っている他、法令遵守の観点から、リスク・コンプライアンス委員会において教宣活動を行っております。また、監査役会において、監査意見の形成のため必要な発言を適宜行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額といたしております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

#### ② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,250千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44,510

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 有限責任あずさ監査法人は、KPMGインターナショナルの日本におけるメンバーファームであり、当社の重要な子会社は、他のKPMGインターナショナルのメンバーファームの監査を受けております。
3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、従来の会計監査の職務遂行状況及び監査報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等について妥当と判断し、会社法第399条第1項及び第2項の同意を行っております。

#### ③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務・税務デューデリジェンスに係る支援業務を委託し、その対価を支払っております。

#### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の「解任又は不再任」を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 取締役会における決議の内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 当社及び当社子会社（以下、TOREXグループという）共通の社内規範及び企業行動基準を制定し、取締役及び使用人等を対象範囲としたコンプライアンス規程を整備の上、周知、実践する。
  - ロ. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、毅然とした態度で組織的に対応する。
  - ハ. TOREXグループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法、その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行い、財務報告の信頼性を確保する。
  - ニ. コンプライアンスを実践するため、代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置する。リスク・コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する規定の整備、コンプライアンス違反事例の調査、違反事例への対応と再発防止策の実施、教育等を実施する。
  - ホ. 法令・社内規定等の違反行為を早期に察知し、迅速かつ適切に是正していくことを目的に、TOREXグループ内部通報制度を導入し、その活動内容をリスク・コンプライアンス委員会に報告する。
  - ヘ. リスク・コンプライアンス委員会は、重大なコンプライアンス違反及び重要な活動等の内容を、取締役会、監査役に報告する。
  - ト. 内部監査部門は、企業活動の状況と法令及び社内規程等との準拠性を監査し、改善のための指導を行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - イ. 取締役の職務執行に関する各種の文書その他の情報については、適用法令及び社内規程に基づき適切に作成、保存、管理を行う。
  - ロ. 情報セキュリティに関しては、「情報セキュリティ基本方針」に基づくその他関連規程を整備し、情報の種類に応じて定める管理基準に従い適切に管理する。

ハ. 保存されている文書その他の情報は、取締役及び監査役が常時閲覧することが可能な状態にする。

③ リスク（損失の危険）の管理に関する規程その他の体制

イ. 重大な影響を及ぼすリスクの発生を防止し、その影響の極小化を図るため、取締役及び使用人を対象範囲とした「リスク管理規程」及びその他の関連規程を整備し、リスクの管理を行う。

ロ. リスク評価を含めリスク管理を効果的かつ総合的に行うため、代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置する。リスク・コンプライアンス委員会は、リスクの管理に関する規定の整備、リスク評価、事故への対応及び再発防止、教育等を実施する。

ハ. リスク・コンプライアンス委員会は、重要なリスク情報等を取締役会、監査役に報告する。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役会において「経営判断の原則」を念頭に迅速な意思決定及び取締役の効率的な職務執行を推進する。

ロ. 取締役会は、月1回の定時開催の他、必要に応じて臨時に開催され、取締役会規則に定められている事項及びその付議基準に該当する事項等全ての重要事項の審議を行うとともに経営計画等の進捗管理を実施することで、意思決定の迅速化を図る。

ハ. 取締役会の下に取締役会決議と代表取締役社長決裁に向けての審議・決定機関としての常務会を設けて、効率的な職務執行を図る常務会は原則として週1回開催する。

ニ. 業務分掌及び職務権限を明確にするために、規定を整備し、取締役の効率的な職務執行を確保する。

ホ. 取締役の職務執行状況については取締役会に対し報告する。

⑤ 当社及び当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、TOREXグループ共通の社内規範及び企業行動基準に則り、グループ会社の管理規程を制定し、次の各号に掲げる体制を整備する。

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を確保するために、子会社に関する管理規程を定め、子会

社運営の重要事項決定等の統制を行う。

- ロ. 子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制を確保するために、代表取締役社長を委員長としたリスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社子会社におけるリスク評価、事故への対応及び再発防止、教育等を実施する。
  - ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われる体制を確保するために、各子会社の業務執行に係る重要事項は、当社の取締役会にて決定し、各子会社の業務の効率性について、各子会社の取締役等を兼任する当社の取締役等による統制を図る。
  - ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、当社取締役等による業務執行の適正性の監視、当社内部監査部門の監査及び改善の指導並びに当社監査役による監査、各子会社取締役等との意思疎通及び情報交換を図る。
- ⑥ 監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合は、その補助担当者を配置する。
  - ロ. 監査役職務の補助担当者は、取締役の指揮命令を受けず、また人事考課、異動、懲戒等については、監査役会の承認を要する。
- ⑦ 当社及び子会社の取締役、使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 取締役、使用人等は、監査役に対して法定事項に加え、以下の内容を報告する。
    - i) 内部監査の実施結果
    - ii) グループ経営に影響する重要事項
    - iii) コンプライアンス違反に関する事項
    - iv) 監査役が報告を求めた事項
    - v) 毎月の経営状況として重要な事項

ロ． 監査役への報告方法のひとつとしてTOREXグループ内部通報制度を整備し、報告者を不利益扱いしないことを明記した「内部通報制度規程」を定め、周知する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ． 取締役及び使用人は、監査役監査が実効的に行なわれることを確保するため、環境整備等について監査役との十分な意思疎通を図る。また監査役は、効率的な監査を行なうため以下の内容を実施する。

i) 取締役会等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況の監査

ii) 重要な決裁書類の閲覧

iii) 代表取締役、会計監査人、内部監査部門等との定期的な意見交換

ロ． 監査役が必要と認めるときは、監査役の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタント、通訳その他の外部アドバイザーを任用する等したうえで、必要な監査費用を支払う。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

当社では、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づき、適切な内部統制システムの構築・運用に努めており、その運用状況の概要は、次のとおりであります。

① コンプライアンス

当社は、リスク・コンプライアンス委員会を原則、月次で開催し、当社グループにおける法令、社内規程の遵守状況、研修の実施状況等重要事項について関連部門からの報告を受け、対応等を審議し、法令違反の未然防止に努めております。

また、社外に内部通報窓口を設置し、適宜通報・相談ができる体制を整備し、当社グループ全役職員に周知することで、当社グループ内の問題の未然防止、早期発見に努めております。

② リスク管理

当社は、原則月次で開催される、リスク・コンプライアンス委員会において、当社各部門及び子会社から報告されたリスクについて、その評価と対応を決定するとともに、また年間を通じて、当社グループにおけるリスクを継続的にモニタリングしております。

③ グループ管理体制

当社グループでは、関係会社管理規程において、当社グループ管理における重要方針を定め、各子会社の主管部署並びに子会社から当社への事前協議事項及び報告事項の基準に基づき、子会社の経営を効率的に管理する体制を整備しております。

④ 取締役の職務の執行

当該事業年度において、取締役会は18回開催され、経営の基本方針の策定、重要事項の審議・決定や定期的な業務執行状況等を通じて、取締役の職務執行の監督を行ってまいりました。

また、当社では取締役、執行役員、社外取締役、及び常勤監査役をメンバーとする常務会を、原則週次で開催し、取締役の職務執行の効率化と迅速化を図っております。

⑤ 財務報告に係る内部統制の整備・運用

当社では、金融商品取引法及び金融庁が定める財務報告に係る内部統制の評価等の基準に沿った内部統制システムの整備を進め、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を行っております。



## 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>10,817,621</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,622,388</b>
現金及び預金	6,616,828	支払手形及び買掛金	797,787
受取手形及び売掛金	1,921,877	短期借入金	3,366
有価証券	300,000	リース債務	4,768
商品及び製品	1,529,796	未払金	458,729
仕掛品	118,545	未払法人税等	133,315
原材料及び貯蔵品	30,478	賞与引当金	96,695
未収還付法人税等	5,577	その他	127,725
繰延税金資産	79,551	<b>固定負債</b>	<b>421,494</b>
その他	216,389	リース債務	5,245
貸倒引当金	△1,424	長期未払金	161,008
<b>固定資産</b>	<b>2,155,250</b>	退職給付に係る負債	236,616
<b>有形固定資産</b>	<b>1,120,046</b>	役員退職慰労引当金	9,095
建物及び構築物	315,474	資産除去債務	1,527
機械装置及び運搬具	194,439	預り保証金	8,000
工具器具備品	433,801	<b>負債合計</b>	<b>2,043,883</b>
リース資産	9,535	<b>(純資産の部)</b>	
建設仮勘定	166,796	<b>株主資本</b>	<b>10,796,965</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>203,813</b>	資本金	1,819,585
ソフトウェア	203,264	資本剰余金	4,286,559
その他	549	利益剰余金	4,690,819
<b>投資その他の資産</b>	<b>831,390</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>88,975</b>
投資有価証券	461,082	その他有価証券評価差額金	△31,266
繰延税金資産	24,757	為替換算調整勘定	120,242
その他	372,236	<b>非支配株主持分</b>	<b>43,047</b>
貸倒引当金	△26,686	<b>純資産合計</b>	<b>10,928,988</b>
<b>資産合計</b>	<b>12,972,871</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>12,972,871</b>

## 連結損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		10,621,282
売 上 原 価		5,558,056
売 上 総 利 益		5,063,226
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,923,324
営 業 利 益		1,139,901
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	15,576	
ロ イ ヤ リ テ イ 収 入	8,537	
固 定 資 産 売 却 益	7,532	
そ の 他	2,575	34,221
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,962	
為 替 差 損	168,732	
支 払 手 数 料	28,000	
そ の 他	4,874	203,570
経 常 利 益		970,553
特 別 利 益		
受 取 保 険 金	104,610	
受 取 補 償 金	85,344	189,954
特 別 損 失		
損 害 補 償 損 失	84,945	
弔 慰 金	31,700	
減 損 損 失	20,092	136,738
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,023,769
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	336,342	
法 人 税 等 調 整 額	105,983	442,325
当 期 純 利 益		581,444
非支配株主に帰属する当期純利益		1,042
親会社株主に帰属する当期純利益		580,401

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	1,810,148	4,277,122	4,439,763	10,527,033
当連結会計年度変動額				
新株の発行				-
新株の発行(新株予約権の行使)	9,437	9,437		18,875
剰余金の配当			△329,345	△329,345
親会社株主に帰属する当期純利益			580,401	580,401
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)				-
当連結会計年度変動額合計	9,437	9,437	251,056	269,932
当連結会計年度末残高	1,819,585	4,286,559	4,690,819	10,796,965

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	23,219	294,208	317,428	44,909	10,889,371
当連結会計年度変動額					
新株の発行					-
新株の発行(新株予約権の行使)					18,875
剰余金の配当					△329,345
親会社株主に帰属する当期純利益					580,401
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△54,485	△173,966	△228,452	△1,861	△230,314
当連結会計年度変動額合計	△54,485	△173,966	△228,452	△1,861	39,617
当連結会計年度末残高	△31,266	120,242	88,975	43,047	10,928,988

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>9,082,664</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,497,480</b>
現金及び預金	4,601,155	買掛金	790,355
受取手形	12,994	リース債務	4,768
売掛金	2,226,792	未払金	422,024
有価証券	300,000	未払費用	62,377
商品及び製品	1,441,912	未払法人税等	116,236
仕掛品	116,319	前受金	6,958
前渡金	135,284	預り金	10,818
前払費用	47,648	賞与引当金	82,292
繰延税金資産	53,285	その他	1,648
その他	152,366	<b>固定負債</b>	<b>419,024</b>
貸倒引当金	△5,097	リース債務	5,245
<b>固定資産</b>	<b>2,781,508</b>	退職給付引当金	236,616
<b>有形固定資産</b>	<b>818,694</b>	役員退職慰労引当金	9,095
建物	85,324	その他	168,066
構築物	726	<b>負債合計</b>	<b>1,916,504</b>
機械及び装置	133,083	<b>(純資産の部)</b>	
工具、器具及び備品	423,307	<b>株主資本</b>	<b>9,978,935</b>
リース資産	9,535	<b>資本金</b>	<b>1,819,585</b>
建設仮勘定	166,718	<b>資本剰余金</b>	<b>1,903,854</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>197,237</b>	資本準備金	1,484,585
ソフトウェア	195,211	その他資本剰余金	419,269
その他	2,025	<b>利益剰余金</b>	<b>6,255,495</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,765,577</b>	利益準備金	77,500
投資有価証券	461,065	その他利益剰余金	6,177,995
関係会社株式	371,970	別途積立金	2,300,000
関係会社出資金	584,240	繰越利益剰余金	3,877,995
繰延税金資産	97,931	<b>評価・換算差額等</b>	<b>△31,266</b>
その他	250,368	その他有価証券 評価差額金	△31,266
<b>資産合計</b>	<b>11,864,173</b>	<b>純資産合計</b>	<b>9,947,668</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>11,864,173</b>

# 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から)  
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		9,625,927
売 上 原 価		5,440,718
売 上 総 利 益		4,185,209
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,955,458
営 業 利 益		1,229,750
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	10,074	
そ の 他	15,136	25,211
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,437	
そ の 他	244,740	246,177
経 常 利 益		1,008,784
特 別 利 益		
受 取 保 険 金	104,610	
受 取 補 償 金	85,344	189,954
特 別 損 失		
損 害 補 償 損 失	84,945	
弔 慰 金	31,700	
減 損 損 失	20,092	136,738
税 引 前 当 期 純 利 益		1,062,001
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	308,208	
法 人 税 等 調 整 額	10,302	318,511
当 期 純 利 益		743,489

# 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			
					別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	1,810,148	1,475,148	419,269	1,894,417	77,500	2,300,000	3,463,850	5,841,350	9,545,915
当 期 変 動 額									
新株の発行									—
新株の発行 (新株予約権 の 行 使 )	9,437	9,437		9,437					18,875
剰余金の配当							△329,345	△329,345	△329,345
当期純利益							743,489	743,489	743,489
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									—
当期変動額合計	9,437	9,437	—	9,437	—	—	414,144	414,144	433,020
当 期 末 残 高	1,819,585	1,484,585	419,269	1,903,854	77,500	2,300,000	3,877,995	6,255,495	9,978,935

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	23,219	23,219	9,569,134
当 期 変 動 額			
新株の発行			—
新株の発行 (新株予約権 の 行 使 )			18,875
剰余金の配当			△329,345
当期純利益			743,489
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△54,485	△54,485	△54,485
当期変動額合計	△54,485	△54,485	378,534
当 期 末 残 高	△31,266	△31,266	9,947,668

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年5月19日

トレックス・セミコンダクター株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 古 山 和 則 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 栗 田 渉 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トレックス・セミコンダクター株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トレックス・セミコンダクター株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

連結注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年4月1日付でフェニテックセミコンダクター株式会社の実施する第三者割当増資の引受けを行い、同社を子会社化した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年5月19日

トレックス・セミコンダクター株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 古 山 和 則 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 栗 田 涉 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トレックス・セミコンダクター株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年4月1日付でフェニテックセミコンダクター株式会社の実施する第三者割当増資の引受けを行い、同社を子会社化した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、且つ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月19日

トレックス・セミコンダクター株式会社 監査役会

常勤監査役 池田 耕太郎 ⑩  
(社外監査役)

監査役 川俣 尚高 ⑩  
(社外監査役)

監査役 清水 満昭 ⑩  
(社外監査役)

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第21期の期末配当をいたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金16円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は170,374,400円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月24日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款の一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、変更案第30条第2項のとおり変更するものであります。なお、本変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等を取締役会決議によっても行うことを可能とするよう、第41条(剰余金の配当等の決定機関)を新設するものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 <条文省略>	第1条～第3条 <現行どおり>

現行定款	変更案
<p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第12条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第19条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>第7条～第11条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、7名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 &lt;条文省略&gt;</p> <p>3 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとする。</u></p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>第23条～第24条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>3 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力は、当該決議のあった株主総会后2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第22条～第23条 &lt;現行どおり&gt;</p>



現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第26条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>第25条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>第28条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第28条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 <u>＜条文省略＞</u></p> <p>2 当社は、<u>社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第31条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第32条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了の時までとする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 <u>＜現行どおり＞</u></p> <p>2 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p><u>＜削除＞</u></p> <p><u>＜削除＞</u></p> <p><u>＜削除＞</u></p> <p><u>＜削除＞</u></p>

現行定款	変更案
<p>(<u>常勤監査役</u>)  <u>第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>(<u>監査役会の招集通知</u>)  <u>第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>(<u>監査役会の決議方法</u>)  <u>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>(<u>監査役会の議事録</u>)  <u>第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>(<u>監査役会規程</u>)  <u>第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>(<u>報酬等</u>)  <u>第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>&lt;削除&gt;</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(常勤監査等委員)</p> <p>第31条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を定めることができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>(監査等委員会の決議)</u>  <u>第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u>  <u>第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u>  <u>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p>第41条～第42条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(報酬等)</p> <p>第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第44条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>第36条～第37条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(報酬等)</p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第39条 &lt;現行どおり&gt;</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度) 第45条           &lt; 条文省略 &gt;</p> <p style="padding-left: 100px;">&lt; 新設 &gt;</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第46条           &lt; 条文省略 &gt;</p> <p style="padding-left: 100px;">&lt; 新設 &gt;</p> <p style="padding-left: 40px;">2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>(中間配当の基準日) 第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</p> <p>第48条           &lt; 条文省略 &gt;</p> <p style="padding-left: 100px;">&lt; 新設 &gt;</p> <p style="padding-left: 100px;">&lt; 新設 &gt;</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度) 第40条           &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第41条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第42条           &lt; 現行どおり &gt;</p> <p style="padding-left: 40px;">2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 削除 &gt;</p> <p>第43条           &lt; 現行どおり &gt;</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置) 当社は、取締役会決議によって、第21回定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>

**第3号議案** 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

当社は、第2号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員(6名)は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものとしたします。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	ふじさか ともゆき 藤 阪 知 之 (昭和18年8月16日)	昭和45年4月 フェニテックセミコンダクター(株)入社 昭和62年7月 同社取締役 平成7年3月 当社取締役 平成9年3月 トレックスデバイス(株)取締役 平成11年3月 当社専務取締役 平成11年7月 TOREX SEMICONDUCTOR (S)PTE LTD Managing Director 平成12年9月 TOREX USA Corp. Director (Secretary) 平成13年3月 TOREX SEMICONDUCTOR EUROPE LIMITED Company Secretary 平成14年6月 当社代表取締役社長 平成19年4月 台湾特瑞仕半導體股份有限公司 董事長 平成27年6月 当社代表取締役会長(現任)	496,200株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	しばみや こうじ 芝宮 孝司 (昭和35年6月8日)	昭和58年4月 安部写真印刷(株) (現 アベイズム(株)) 入社 昭和61年8月 日本プレジジョンサーキット(株) (現 セイコーNPC(株)) 入社 昭和62年10月 (株)リコー入社 平成5年4月 フェニテックセミコンダクター(株)入 社 平成11年7月 当社入社 平成13年4月 当社営業本部 本社営業部長兼 マー ケティング部長 平成14年6月 当社取締役 営業本部長 平成18年4月 TOREX SEMICONDUCTOR (S)PTE LTD Managing Director 平成19年2月 TOREX (HONG KONG) LIMITED 董事長 平成21年6月 当社常務取締役 営業本部長 平成21年9月 TOREX USA Corp. Director (Secretary) 平成21年9月 TOREX SEMICONDUCTOR EUROPE LIMITED Director 平成21年10月 TOREX (HONG KONG) LIMITED 董事 平成21年10月 台湾特瑞仕半導體股份有限公司 董事長 平成21年12月 TOREX SEMICONDUCTOR (S)PTE LTD Director 平成21年12月 特瑞仕芯电子(上海)有限公司 董事長 平成24年4月 当社常務取締役 事業本部長 平成24年5月 TOREX SEMICONDUCTOR (S)PTE LTD Managing Director 平成26年6月 当社専務取締役 事業本部長 平成27年6月 当社代表取締役社長 (現任)	288,200株



候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	きむら ひろし 木村 浩 (昭和35年5月16日)	昭和59年4月 (株)サンリッツ入社 平成5年4月 フェニテックセミコンダクター(株)入社 平成11年7月 当社入社 平成15年6月 当社取締役 情報技術本部長 平成16年10月 セイビテック(株)取締役 (非常勤) 平成17年11月 IDS ELECTRONICS SDN BHD 取締役 平成19年4月 (株)TOS・デバイス 代表取締役社長 平成21年11月 TOREX VIETNAM SEMICONDUCTOR CO.,LTD (旧 VIETNAM SEIBI SEMICONDUCTOR CO.,LTD) Chairman (現任) 平成23年11月 当社常務取締役 情報技術本部長 平成24年4月 当社常務取締役 事業戦略室長 (現任) 平成24年7月 (株)ディーブイイー 代表取締役社長	201,800株
4	ひかさ もとい 日笠 基 (昭和33年7月21日)	昭和56年4月 (株)中国銀行入行 平成25年3月 当社出向 平成25年7月 当社取締役 管理本部長 (現任) 平成25年12月 台湾特瑞仕半導體股份有限公司 監察人 (現任) 平成27年6月 TOREX USA Corp. Director(CFO) (現任) 平成27年6月 TOREX SEMICONDUCTOR EUROPE LIMITED Company Secretary (現任) 平成27年6月 特瑞仕芯电子(上海)有限公司 董事 (現任) 平成27年6月 TOREX VIETNAM SEMICONDUCTOR CO.,LTD Director (現任)	4,000株
5	うしろ しんじ 後呂 眞次 (昭和23年6月27日)	昭和46年4月 (株)日本製鋼所入社 昭和56年3月 (株)村田製作所入社 昭和62年1月 村田有限公司 香港 総経理 平成6年3月 Murata Europe Management Vice President 平成15年4月 同社執行役員営業本部副本部長 平成17年2月 同社執行役員営業本部本部長 平成17年7月 同社上席執行役員営業本部本部長 平成19年7月 同社常務執行役員営業本部本部長 平成22年7月 同社専務執行役員営業本部本部長 平成24年6月 Murata Electronics Oy (旧 VTI Technologies Oy) President CEO 平成26年7月 Willas-Array Electronics(Holdings) Limited. 顧問 (現任) 平成27年6月 当社取締役 営業本部長 (現任)	900株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
6	きむら たけし 木村 岳史 (昭和41年1月10日)	平成元年4月 ㈱リコー入社 平成15年4月 トレックスデバイス㈱入社 平成19年4月 当社開発本部製品開発1部 部長 平成24年4月 当社事業本部第一ビジネスユニット長 平成27年4月 当社執行役員事業本部 副本部長 平成27年6月 当社執行役員事業本部 本部長 (現任) 平成27年6月 TOREX SEMICONDUCTOR (S)PTE LTD Director (現任) 平成27年6月 TOREX USA Corp Director (Secretary) (現任) 平成27年6月 TOREX SEMICONDUCTOR EUROPE LIMITED Director (現任) 平成27年6月 特瑞仕芯电子(上海)有限公司 董事 (現任) 平成27年6月 TOREX(HONG KONG) LIMITED Director (現任) 平成27年6月 台湾特瑞仕半導體股份有限公司 董事 (現任)	32,800株

(注) 取締役候補者木村浩氏は当社の子会社であるTOREX VIETNAM SEMICONDUCTOR CO.,LTDのChairmanを兼務しており、当社は同社と製品・商品の売買取引があります。その他の各取締役候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	いけだ こうたろう 池田 耕太郎 (昭和23年9月23日)	昭和47年4月 (株)日本長期信用銀行(現(株)新生銀行) 入行 平成18年10月 当社常勤監査役(現任) 平成19年4月 (株)TOS・デバイス 監査役 平成20年6月 (株)ディーブイイー 監査役	300株
2	こまつ ひろし 小松 熙 (昭和20年5月7日)	昭和43年4月 富士重工業(株)入社 平成17年6月 同社取締役兼専務執行役員スバル製造本部長 平成18年6月 同社代表取締役副社長 平成22年6月 同社常勤顧問 平成26年6月 当社社外取締役(現任)	—
3	かわまた なおたか 川俣 尚高 (昭和40年5月1日)	平成6年4月 弁護士登録 丸の内総合法律事務所入所(現職) 平成19年6月 当社社外監査役(現任) 平成26年6月 日本製粉(株) 監査役(現任) 平成27年4月 最高裁判所司法研修所 民事弁護教官(現任)	300株
4	しみず みつあき 清水 満昭 (昭和20年3月7日)	平成16年7月 東京国税局退官 平成16年8月 税理士登録 平成16年10月 清水満昭税理士事務所開所(現職) 平成19年6月 (株)ヤマタネ 監査役(現任) 平成20年6月 当社社外監査役(現任)	300株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

2. 池田耕太郎氏、小松熙氏、川俣尚高氏及び清水満昭氏は、社外取締役候補者であります。

3. 池田耕太郎氏を社外取締役候補者とした理由は、金融機関において長年の経験があり、また、事業会社において取締役を経験しており、かつ、財務及び会計に関する知識を有していることにより、当社経営に関してチェック、助言を期待できることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって9年8ヶ月となります。

4. 小松熙氏を社外取締役候補者とした理由は、国際的な製造企業において要職を歴任されており、その豊富な経験と高い見識をもって、当社の経営監督機能の強化を図っていただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。
5. 川俣尚高氏を社外取締役候補者とした理由は、社外役員となること以外の方法により会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有していることにより、当社経営に関してチェック、助言を期待できることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。
6. 清水満昭氏を社外取締役候補者とした理由は、国税局において責任ある職歴を歩まれ、また、税理士として企業税務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有していることにより、当社経営に関してチェック、助言を期待できることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
7. 当社は、池田耕太郎氏、小松熙氏、川俣尚高氏及び清水満昭氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員である社外取締役又は社外監査役として届け出ており、原案どおり選任が承認された場合、独立役員である社外取締役となる予定です。
8. 当社は、池田耕太郎氏、小松熙氏、川俣尚高氏及び清水満昭氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、小松熙氏の選任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。なお、現在社外監査役であります池田耕太郎氏、川俣尚高氏及び清水満昭氏とは新たに社外取締役として同内容の契約を締結する予定であります。

**第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬等の額は、平成20年6月20日開催の第13回定時株主総会において、年額500百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員以外の取締役の報酬等の額を定めることとし、その報酬等の額を、これまでの取締役の報酬等の額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額500百万円以内とし、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするものとさせていただきたいと存じます。

なお、監査等委員以外の取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものと致したいと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る監査等委員以外の取締役の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、6名（うち社外取締役0名）となります。

なお、本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

**第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額40百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、4名となります。

なお、本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

### 第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

当社は、第2号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査役池田耕太郎氏は本総会終結の時をもって退任します。つきましては、監査役池田耕太郎氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

また、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

なお、本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
池田耕太郎	平成18年10月 当社常勤監査役 現在に至る

### 第8号議案 退任取締役に対し弔慰金贈呈の件

平成27年10月20日に逝去されました故吉田宝氏に対し、弔意を表するとともに、その在任中の功労に報いるため、弔慰金31,700,000円を贈呈いたしたいと存じます。

当社は、平成22年6月24日開催の定時株主総会 第4号議案「取締役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件」において、平成21年9月末日現在の各取締役に対する役員退職引当金残高について、当該取締役が退任するときに支給することとすることをご決議いただいておりますが、これとは別に、故吉田宝氏に対し、上記の理由により、弔慰金を贈呈することをお諮りするものです。

なお、贈呈の時期及びその方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。故吉田宝氏の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
吉田宝	平成20年6月 当社取締役 平成27年10月 逝去

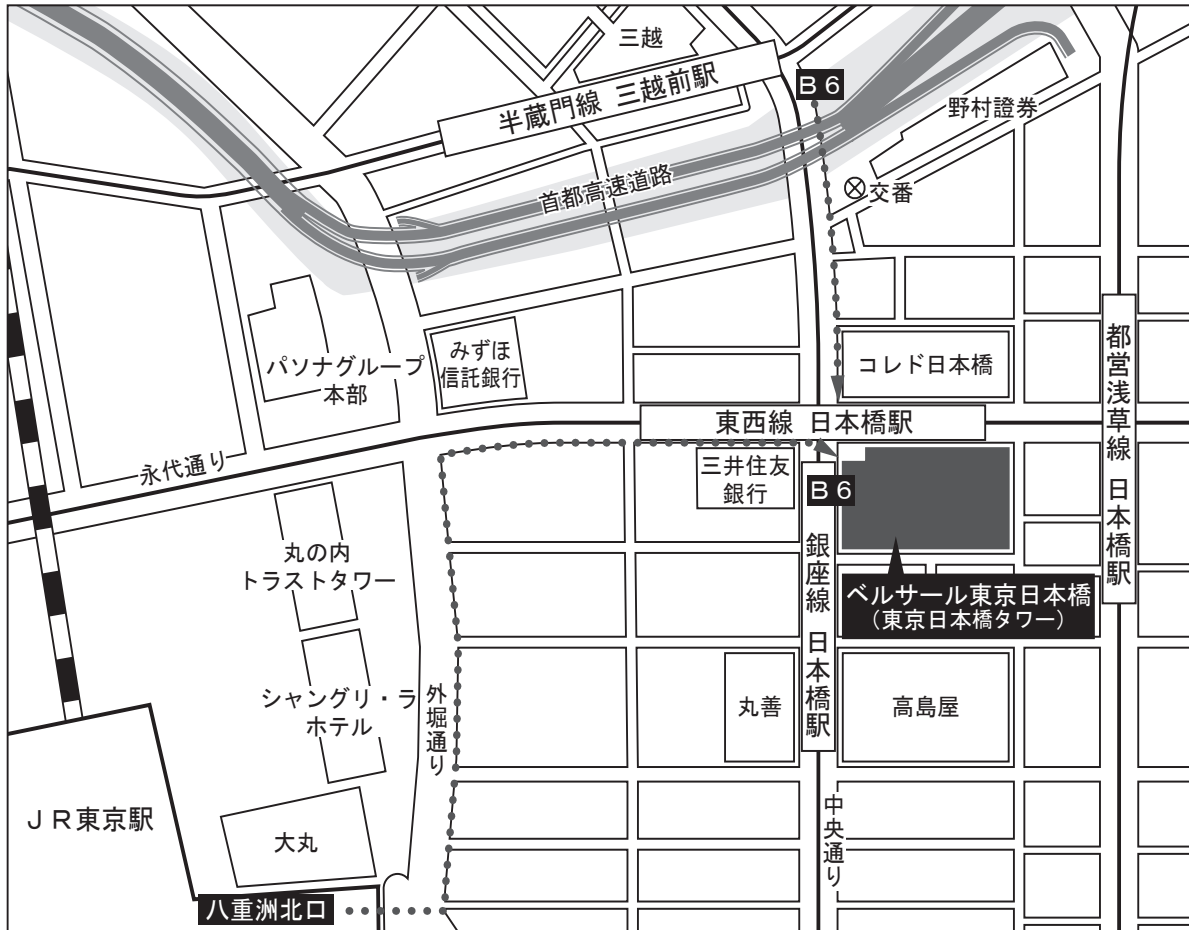
以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

# 株主総会会場ご案内図

- 会場 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー  
ベルサール東京日本橋 5階



□ アクセス

- JR 東京駅八重洲北口より徒歩約6分
- 地下鉄 銀座線、東西線、都営浅草線 日本橋駅B6出口(駅直結)  
半蔵門線 三越前駅B6出口より徒歩3分

※本総会専用の駐車場は用意がございませんので、ご来場にあたりましては公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。